

日冷倉協発第 62 号

2025 年 9 月 17 日

寄託者 各位

一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会
業務委員会委員長 西川 公人

津波等災害発生予測時の臨時休業について

謹啓

爽秋の候、貴社ますますご清栄のこととお喜びのことと申し上げます。

平素は当協会所属の会員各社に対しご高配を賜り心より御礼申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、2011 年の東日本大震災では津波により、冷蔵倉庫業界に於いても甚大な被害が発生しています。また、本年 7 月にもカムチャツカ半島地震に伴う津波に対し警報等が発せられ、広域にわたって避難等事業活動に少なからず影響が出ました。

日本冷蔵倉庫協会では、これらの事態を受けて、従業員及びトラックドライバーの安全確保と取扱貨物の保全を図るための対応を検討した結果、津波により相当な被害が想定される場合には、全ての業務を直ちに中止して臨時休業することが望ましいとの結論に至りました。そこで、下記の通り臨時休業等の基準を設け対応することと致しました。

つきましては、津波等災害発生予測時に会員事業所が臨時休業することについて、ご理解、ご協力の程よろしくお願い致します。

1. 入出庫業務の中止と臨時休業基準

- 1) 当該地域に津波警報・大津波警報・避難指示が発表されたとき

該当する会員事業所が必要と判断した時は、直ちに全ての入出庫業務を中止した上で、期間休業することになると思われます。

2. 上記 1. の状況が解消された場合の業務再開手順

- 1) 津波警報・大津波警報・避難指示の解除
- 2) 従業員の安全確認と業務実施人員の確保
- 3) 冷蔵倉庫施設、機器の機能と安全
- 4) 交通インフラの機能

以上を確認後、業務を再開します

3. 会員事業所が臨時休業したことに伴い発生した寄託者の損害に対しては、標準冷蔵倉庫寄託約款（甲 42 条、乙 39 条）の規定により免責になると思われます

敬白